

## エシカル消費 ～選ぶ力が未来を変える 賢い消費者になろう～

※エシカル＝倫理的・道徳的

**エシカル消費とは**  
人や社会、地球環境や地域に配慮した消費のこと。  
商品を買ったりサービスを受けるときに  
その商品・サービスが与える影響を考えてみるのが大事！



### 例えば……

#### ○環境への配慮

大量生産、大量消費によって環境汚染や食品ロス、生態系の破壊が地球規模で深刻な問題となっています。将来の世代の人間が住み続けられる地球にするために何ができるでしょうか。

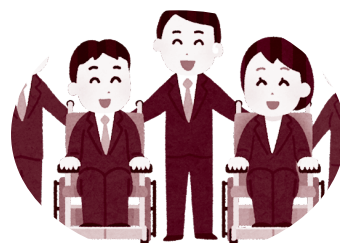


#### ○社会への配慮

商品は様々な人の力があり私たちの手に届きます。例えばおやつで食べるチョコレート。チョコレートの原材料が多く作られる発展途上国では低賃金で働き、学校に行けない子どもが多くいる現状があります。教育を等しく受けられる未来について考えてみませんか。

#### ○人への配慮

障害のある方が働く施設ではお菓子や日用品などを作っていますが、まだまだ多くの人に認識されているとは言えません。その結果として多くの障がい者が安い賃金で働いています。障害のある人もない人もその人らしく、幸せになれる未来を想像してみましょう。



#### ○地域への配慮

インターネットで簡単にいろいろなモノが買える時代になりましたが、買い物では地域の振興も大事な視点の一つです。買い物を通じて地元や特定の地方を応援することで地域の未来を考えてみませんか？

# 身近なことからエシカル消費

毎日のらしの中で、できることから始めてみよう。

## ◎商品をよく調べてみる。

商品の説明をよく読んでみるといろいろなマークがあります。このマークの意味を知ること、賢くお買い物ができるようになります。



エコマーク

生産から廃棄にわたる過程の中で環境への負荷が少なく、環境保全に役立つと認められた商品(製品およびサービス)につけられる環境ラベルです。



WFTO認証ラベル

世界フェアトレード連盟(WFTO)に加盟し、生産者の労働条件、賃金、児童労働、環境などに関して基準を満たしていると認められた団体が、取得するラベルです。



国際フェアトレード認証ラベル

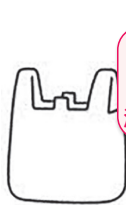
コーヒーやカカオ、バナナをはじめとする食品などのフェアトレード認証製品を購入することは、開発途上国の生産者をサポートすることに繋がります。

外箱などをよくみて、どのような配慮がされているか調べてみましょう。

## ◎マイバッグ、マイボトル、プラスチック削減容器を使うようにする。



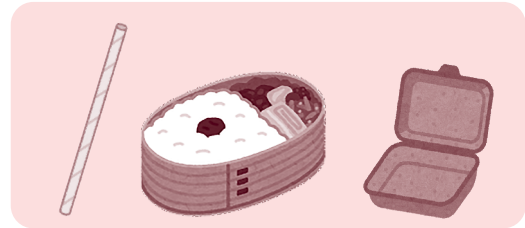
マイバッグ



マイバッグ、マイボトル...などはプラスチックごみの減量につながります。



マイボトル



紙ストロー

紙弁当箱

## ◎「もったいない」を減らすようにする。

缶やビンをリサイクルしたり、着なくなった洋服は捨てずに寄付や買取サービスを利用したり、商品を買うときには本当に必要かどうかを考えてから買うようにするなどゴミをできるだけ出さない方法を考えて、できることから実践しましょう!



## ◎未来の社会について考える。

未来のあり方について考えることはエシカル消費をする上でとても大切。ご家族や周りの方とエシカル消費について話し合ってみませんか?

例えば●買いだめ、買占めをしない

- 必要なものを必要な分だけ購入する
- 今のことだけを考えず、未来への影響を考える
- 海外で問題となっている社会的課題に目を向ける
- 自分のことだけを考えず、相手のことを考えて行動する
- ユニバーサルデザイン
- ダイバーシティ(多様性の尊重等) など



エシカル消費で未来が  
変わる!

## これってクーリング・オフできるの？

Q

新聞折込み広告を見て、「2週間分のお試し1000円」のダイエットサプリを購入しようと注文の電話をかけた。電話でオペレーターから「効果を実感するには定期コースの方がよい。特別に初回は1か月分半額の1500円、送料無料」と定期コースを勧められた。2回目以降も定価の10%引きでいつでもやめられると言われ、広告には書いていなかった定期コースの契約をしたが、体に合うかわからない。クーリング・オフできるか。  
(契約当事者 50歳代女性)



A

**クーリング・オフできます。**本事例は電話勧誘販売に該当するので事業者からの契約書面が届いて8日以内にクーリング・オフしてください。

### 特商法が改正され「電話勧誘販売」の範囲が拡大しました！

通信販売では、消費者がテレビ・ラジオショッピングや新聞広告で事業者の広告を見て電話で注文することがありますが、その際にその広告に表示されていない高額な別の商品や同一商品でも定期購入となるといった、内容が異なる契約を「不意打ち」的に事業者から勧められることがあります。

特定商取引法では訪問販売や電話勧誘販売などの「不意打ち性」のある取引には書面交付義務とクーリング・オフ制度が定められています。電話勧誘販売には①事業者が電話をかけるケースと②政令に定める方法で消費者に電話をかけさせるケースがあります。

改正前はその政令に新聞広告やウェブを利用する方法等が含まれていなかったため、その場合は通信販売に該当し、書面交付義務やクーリング・オフ制度の適用がありませんでした。しかし勧誘目的を告げていない、広告に書かれていない商品を勧誘することは「不意打ち性」があると考えられることから事例のようなケースは電話勧誘販売に追加され、書面交付義務、クーリング・オフ制度が導入され令和5年6月1日に施行されました。

## トラブルにあわないため

- 販売業者から別の商品や複数月分の商品を勧められても、興味がなければきっぱりと断りましょう。興味を持った場合でも、内容が十分に理解できない場合ははっきり断りましょう。
- 商品や契約書面が到着した時は必ず中身を調べ、「納品書」などで「定期購入」の契約になっていないか確認しましょう。

NO



不安に思った場合やトラブルになった場合は、消費生活センターや  
消費者ホットライン(☎188)にご相談ください！

※お近くの消費生活相談窓口に繋がります。



消費者庁 消費者ホットライン188  
イメージキャラクター イヤヤン



## ❖ 新宿消費生活センターからのお知らせ ❖

### 講座・イベント情報

	講座・イベント名	日時	会場	主催	申込・問合せ
①	投資デビューの基礎知識～NISAとiDeCoを中心に～	11月30日(休) 午後7時～9時	戸塚地域センター オンライン受講 (ZOOM)可	新宿消費生活センター	記載例*のとおり記入しメール(jigyous@c-support.or.jp)・FAX(6263-9873) もしくは電話(5273-3834)にて。 区HPからも申込できます。
②	手作りこんにやく体験	12月8日(金) 午前10時半～12時半	新宿消費生活センター分館	新宿区消費生活モニターOB会	11月24日(金)までに 記載例*のとおり記入し往復はがきにて下記住所へ。 〒169-0075 新宿区高田馬場1-32-10新宿消費生活センター分館内



消費税講座については区HPに  
随時掲載しています。

※記載例①参加イベント名②氏名③住所④電話番号  
⑤受講形式(オンライン可のイベントのみ)

**注意!**

カップめんなどの容器に食用油を加えると  
容器が溶ける可能性があります。

MCTオイルやえごま油などの食用油を  
発泡ポリスチレン容器の即席カップめんに入れたところ、  
容器が溶けてお湯や中身が漏れ出したという相談が寄せられています。  
食用油を加えたい場合は  
別の容器に移してから加えるようにしましょう。

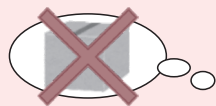
国民生活センターからの注意喚起はこちら→



ネット通販に関連した新たな詐欺が発生しています。  
右図のような事例が典型例として挙げられます。

代金が異常に安いサイトや、代金を個人名義の口座  
に振り込ませるサイトは詐欺サイトの可能性があります。  
さらにキャッシュレス決済でしか返金できないと言わ  
れたら、怪しいと疑ってください。相手が見えないネッ  
ト取引は十分な注意が必要です。

### 【詐欺被害事例】



①偽サイトで商品を注文し、代金  
を振り込んだが、商品が届かない。

返金します!



②事業者から商品が欠品しているの  
で返金するとメールが来てSNSで  
やりとりすることを指示される。



指示通り操作!

③〇〇ペイで返金すると言われ  
指示通りアプリを操作すると



④事業者へ送金してしまう。

## 新宿消費生活センターご利用案内

契約・解約に関して困ったことがあったらご相談ください。消費生活相談員や弁護士がお話を伺います。

### ◆消費生活相談

- ◀ 対 象 ▶ 新宿区に在住・通勤・通学している方
- ◀ 相 談 料 ▶ 無料
- ◀ 相談場所 ▶ 新宿区立新宿消費生活センター  
(新宿5-18-21 新宿区役所第二分庁舎3階)
- ◀ 電話番号 ▶ 03-5273-3830(消費生活相談専用)
- 電話相談: 月～金(年末年始、祝日を除く) 9:00～17:00
- 来所相談: 月～金(年末年始、祝日を除く) 9:00～16:30

### ◆弁護士相談・多重債務相談

- ※まず、消費生活相談員がお話をうかがいます。
- 弁護士相談(来所相談のみ・予約制)
- 相談日時: 毎週水曜日(年末年始、祝日を除く)  
9:00～12:00、13:00～16:00
- 多重債務相談(来所相談のみ・予約制)
- 相談日時: 毎月第4火曜日(祝日の場合、第5火曜日)  
13:00～16:00